

新報

島根県教育庁
隠岐教育事務所
隠岐島郡新報部
電話2-9772

西ノ島町の取組紹介

保こ小連携推進



これまでの保こ小連携の取組成果を共有しつつ、お互いの理解をより深めること、園から小学校への円滑な接続を図る体制を作ることを目的として、令和四年十二月に「保小（R6より保こ小）連絡会」を立ち上げました。「保こ小連絡会」には、園及び小学校の管理職と担当者、教育委員会担当者、福祉部局担当者が委員となっています。（保：みた保育園、こ：シオンこども園）以下、本町の保こ小連携推進の取組についてご紹介します。

①職員間の関係性の構築

第一回連絡会は西ノ島小学校で開催し、生活科の授業を参観・協議しました。児童のキラリと光る姿や今後身に付けたい力等について語り合いました。一年生担任から児童の様子や支援の在り方について話題が出ると、保育士からは園にいた頃の様子を踏まえたアドバイスがあり、互いに共感しながら児童のよりよい成長について話し合うことができていました。今後も連絡会を重ねていくことで、より気軽に話し合える関係性の構築を目指していきます。また、子供たちについての情報交換を密に行い、架け橋期のカリキュラム作成にも取り組んでいきたいと思えます。

②交流活動の充実

例年行ってきた年三回の交流活動では、小学校が中心となって学校探検やゲーム等を計画・実施していましたが、今年度より、計画段階から園も積極的に関わる新たな形での実践にしました。

第一回交流会では、子供たちの顔合わせやネイチャーゲームを行いました。一緒に葉っぱの触り心地や匂いを確かめたり、一年生が五歳児と手を繋ぎ優しく活動を促したりするステキな姿が見られました。また、「大きな葉っぱを見つけたね。」と子供の活動を認める先生の姿もありました。活動内容やねらいを事前に共通理解したことで、今まで以上に園児と児童双方に学びのある交流活動になりました。

本町は、幼児教育施設二園で過ごした全ての子供が西ノ島小学校に入学します。県内の市町村の中では、規模的にも立地的にも連携しやすい条件にあり、小さな離島にある豊かな地域資源を生かすことで、更なる取組の充実も期待できます。今後も本町の強みを生かし、保こ小・行政が協働して「※架け橋プログラム」のねらいの実現を目指していきたいと思えます。

（派遣指導主事 中山）

江府町交流

鳥取県江府町と西ノ島町は、昭和五十四年に姉妹町となりました。以来、毎年両町の地域交流事業の一環として夏の臨海学校（西ノ島町）と冬のスキー教室（江府町）を行っています。近年は両町の小学校五年生が交流を行いました。今年で四十回目となりました。

教育委員会担当者として、一年をかけた交流の中で、より繋がりを深め互いに成長していく機会となることを期待しました。そこで、五年

生総合的な学習の時間の「学習テーマ」について、児童の実態を踏まえながら学校と相談しました。児童が目的意識・相手意識を明確にした学習活動を展開できるように、一学期のテーマを「西ノ島のおすすめを、江府町の人たちに伝えよう」にしました。児童に対する臨海学校の説明会では、これまでの歴史や経緯、交流の概要の説明とともに「西ノ島の親善大使になつて欲しい」という話もしました。

交流内容の一つに西ノ島児童によるプレゼン発表がありました。児童は、準備段階から「江府町の人に伝わるかどうか」という視点を大切にして、プレゼンテーション資料の改善や発表方法の工夫を図り、臨海学校本番に備えました。

本番一週間前、五年生から「みんな、三日目の江府学園のお土産選びをサポートしたい。」という素敵な提案がありました。当初は西ノ島小児童が見送りに来る前に、江府学園児童は港でお土産を買うことになっていました。予定変更の影響が懸念されましたが、五年生の気持ちに嬉しくて関係者も喜んで対応してくれました。

今年度の臨海学校は、七月二十四日から、三日間の日程で行われました。一日目は海遊びが天候不良で中止となり、学校でのプレゼン発表・

遊び・スイカ割りでした。二日目は、海での活動（カヤック・ローボート・ヨット）を楽しみました。三日目も、西ノ島町・江府町の子供たちが仲良くお土産選びをする姿があり、「西ノ島の親善大使」としての役目を十分に果たしていました。その後のフェリーの見送りでは、「また会おうね！」と全力で叫び合う姿が印象的でした。

今回の臨海学校で高まった親睦の気持ちを一月のスキー教室でさらに深めていくように、これからも江府町との交流学習やスキー教室の事前学習を支援していきたいと思えます。

かけはし

初めての行政の業務は学校事務とは違うことが多く、転職したような気持ちで今年の四月は過ぎました。もう九月になります。今も慣れない各種システムと格闘する日々です。

県職員は、赴任旅費に始まり、手当関係や出張旅費など自分のことは全て自分で申請します。小・中学校では、事務職員が業務として各教職員に關係する出張旅費や手当関係を把握し、事務処理を行っています。果たして申請している本人は申請内

容を理解して押印しているでしょうか。七月には、扶養手当と単身赴任手当の検認があり、必要書類を用意するように事務職員からお知らせがあったかと思えます。扶養手当は扶養親族の収入が限度額を超えていた場合は、その時点まで遡り返納することになります。手当を支給されている本人が日々、意識して確認することが大切です。

総務課では県の総務事務システムに倣って「ライフイイベント一覧表」を作成し各校に提示しています。例えば、配偶者が出産したとき手続きに必要な書類等が分かかります。ご自分の支給されている手当をより理解することができます。事務職員はもちろん、申請する本人も是非、検索してみることをお勧めします。

教育事務所にきて「県費負担教職員に支給されている出張旅費や手当の財源は、税金です。」と、いつも課長に言われているうちに、コスト意識をもつ重要性を感じるようになっていきました。

（文責 長谷川）

